

飯田市景観計画の変更

1 太陽光発電施設等の取扱いを定めることについて

(1) 変更の理由

国の再生可能エネルギー固定価格買取制度に代表される環境政策の進展を背景として、太陽光発電施設の建設等が相次ぐ中、当該施設が自然景観に与える影響を懸念する状況等もあり、法令改正が行われている。法令改正に呼応して法令遵守の徹底を図るとともに、市域の社会的、伝統的な景観の調和を図るため、太陽光発電施設の建設等に関して必要な取扱いを定める。

(2) 変更を行う箇所

ア 別表1「普通地域における行為の基準（屋外広告物を除く）」の「1. 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更」の表中「ウ.形態意匠」に、「(コ) 太陽光発電施設」として、太陽電池モジュールの材質、色彩等の景観に配慮することの基準、傾斜地に配置する際の高さの算定方法、高さの最高限度を定める。（飯田市景観計画27ページ）

イ 別表4の2「景観育成特定地区における行為の基準（屋外広告物を除く）」の「I. 上郷景観育成特定地区」の表中「ウ.形態意匠」に、「(コ) 太陽光発電施設」として、太陽電池モジュールの材質、色彩等の景観に配慮することの基準、傾斜地に配置する際の高さの算定方法、高さの最高限度を定める。（飯田市景観計画51ページ）

(3) 施行日

平成30年4月1日

2 建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の見直しについて

(1) 変更の理由

開発行為の制限として、開発区域内に予定される建築物の敷地面積の最低限度について、用途地域の定められている土地の区域については200㎡、用途地域の定められていない土地の区域については300㎡と規定しているが、地域の実情に応じたきめ細かな土地利用のニーズに対応するため、都市計画法等に基づき定められたルールの中で土地利用の規制の強化又は緩和にも柔軟に対応できるよう、最低敷地面積に関する制限を見直し、良好な住環境の保全を図る。

(2) 変更を行う箇所

別表2「開発行為に関する基準」の表中「イ. 最低敷地面積」に、ただし書きとして、「都市計画決定されたもの、又は良好な景観の形成が図られるものとして認められるもの（開発面積3,000平方メートル未満に限る。）については、この限りではない。」旨を加える。（飯田市景観計画33ページ）

(3) 施行日

平成30年1月1日

3 屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域の区域の変更について

(1) 変更の理由

三遠南信自動車道天龍峡インターチェンジから（仮称）飯田東インターチェンジまでの区間の開通を見据え、既に指定されている中央自動車道から三遠南信自動車道天龍峡インターチェンジまでの区間の両側500m以内の範囲の禁止地域及び、同区間の両側500mを超え1,000m以内の範囲の許可地域について、天龍峡インターチェンジから飯田市と喬木村との境界までの区域に拡張し、良好な景観又は風致の維持等を図る。

(2) 変更を行う箇所

ア 別表3の2「屋外広告物禁止地域等における広告物等の基準等」の「【屋外広告物禁止地域】」の「(3) 道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条に規定する道路をいう。）、鉄道、軌道若しくは索道の用地若しくはこれらの建設予定地又はこれらに接続し、かつ、これらから展望できる範囲の地域のうち、一定の地域」の表中「一般国道自動車専用道路三遠南信自動車道」の区間について、「天龍峡インターチェンジまで」を「飯田市と下伊那郡喬木村との境界まで」に変更する。（飯田市景観計画39ページ）

イ 別表3の2「屋外広告物禁止地域等における広告物等の基準等」の「【屋外広告物の表示等の制限（屋外広告物許可地域等）】」の「1 屋外広告物許可地域」の「(1) 屋外広告物禁止地域の周辺又はこれらから展望できる範囲の地域のうち、一定の地域」の表中「一般国道自動車専用道路三遠南信自動車道」の区間について、「天龍峡インターチェンジまで」を「飯田市と下伊那郡喬木村との境界まで」に変更する。（飯田市景観計画40ページ）

(3) 施行日

平成30年1月1日

飯田市景観計画新旧対照表（最終 平成 28 年 9 月 27 日変更）

1 太陽光発電施設等の取扱いを定めることについて

変更案

現行

別表 1

普通地域における行為の基準（屋外広告物を除く）

1. 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

（●は適用を示す）

ウ. 形態意匠	行為の基準	中心市街地	沿道地域	周辺市街地	都市の田園	田園地域	山地・高原
		●	●	●	●	●	●
ウ. 形態意匠	(ア)～(ク) (略) (ケ) 非常階段、パイプ等附帯設備や附帯の広告物及び照明等は、繁杂な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 <u>(コ) 太陽光発電施設</u> ・ <u>太陽電池モジュールを屋根(壁)材として使用又は屋根材に設置する場合は、一体的に見える形態のものを使用するよう努めること。</u> ・ <u>太陽電池モジュールを屋根(壁)材として使用又は建築物等に設置する場合のパネルの</u>	●	●	●	●	●	●
		●	●	●	●	●	●

別表 1

普通地域における行為の基準（屋外広告物を除く）

1. 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

（●は適用を示す）

ウ. 形態意匠	行為の基準	中心市街地	沿道地域	周辺市街地	都市の田園	田園地域	山地・高原
		●	●	●	●	●	●
ウ. 形態意匠	(ア)～(ク) (略) (ケ) 非常階段、パイプ等附帯設備や附帯の広告物及び照明等は、繁杂な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。	●	●	●	●	●	●
		●	●	●	●	●	●

<p>色彩は、周辺の仕上げ材と調和するものを選び、奇抜なものとならないよう低彩度・低明度の目立たないものとするよう努めること。</p>	●	●	●	●	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ・ パワーコンディショナー等の室外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるよう努めること。また、建築物等本体や周辺の景観に調和するよう木製格子、ルーバー等の設置、植栽等により修景を工夫すること。 	●	●	●	●	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽電池モジュール、金属版、附属施設の取付け金物、等の光沢のある素材を用いる場合には、反射が少なく模様が目立たないものにするよう、周辺の景観に調和するよう配慮すること。 	●	●	●	●	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽電池モジュールを支持する架台等は、経年変化により景観上の支障が生じない材料が使用されたものであること。 	●	●	●	●	●	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一団の土地又は水面に設置さ 	●	●	●	●	●	●	●																																																																																																																																																																																																																	

れる太陽光発電施設の高さ(太陽電池モジュール部分の下端を地盤面として、当該地盤面から上端(連続して設置する場合には、連続する太陽電池モジュールのうち、最下部に位置するものの下端を地盤面として、その地盤面から最上部に位置するものの上端)までの高さ。以下この(コ)において同じ。)の最高限度は、31メートルとすること。ただし、都市計画決定されたもの、又は良好な景観の育成に支障を及ぼすおそれがないもの若しくは公益上やむを得ないものについては、この限りでない。

- 一団の土地又は水面に設置される太陽光発電施設の高さの最高限度は20メートルとすること。ただし、都市計画決定されたもの、又は良好な景観の育成に支障を及ぼすおそれがないもの若しくは公益上やむを得ないものについては、この限



	<p>印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</p> <p><u>(コ) 太陽光発電施設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽電池モジュールを屋根(壁)材として使用又は屋根材に設置する場合は、一体的に見える形態のものを使用するよう努めること。 太陽電池モジュールを屋根(壁)材として使用又は建築物等に設置する場合はパネルの色彩は、周辺の仕上げ材と調和するものを選び、奇抜なものとならないよう低彩度・低明度の目立たないものとするよう努めること。 パワーコンディショナー等の室外に設ける設備は、公共空間から目立たない位置に設けるよう努めること。また、建築物等本体や周辺の景観に調和するよう木製格子、ルーバー等の設置、植栽等により修景を工夫すること。 太陽電池モジュール、金属版、附属施設の取付け金物、等の光沢 	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																						
	<p>印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</p>																																															

のある素材を用いる場合には、反
射が少なく模様が目立たないも
のにするよう、周辺の景観に調和
するよう配慮すること。

・ 太陽電池モジュールを支持する
架台等は、経年変化により景観上
の支障が生じない材料が使用さ
れたものであること。

・ 一団の土地又は水面に設置され
る太陽光発電施設の高さ(太陽電
池モジュール部分の下端を地盤
面として、当該地盤面から上端
(連続して設置する場合にあつ
ては、連続する太陽電池モジュ
ールのうち、最下部に位置するもの
の下端を地盤面として、その地盤
面から最上部に位置するものの
上端)までの高さ。)の最高限度
は、15メートルとすること。た
だし、都市計画決定されたもの、
又は良好な景観の育成に支障を
及ぼすおそれがないもの若しく
は公益上やむを得ないものにつ
いては、この限りでない。



2 建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の見直しについて

変更案

別表 2

開発行為に関する基準

開発行為の基準		(●は適用を示す)					
		中心市街地	沿道地域	周辺市街地	都市の田園	田園地域	山地・高原
イ. 最低敷地面積	<ul style="list-style-type: none"> 主として複数の一戸建ての住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に限り、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度は、用途地域の定められている土地の区域においては200平方メートル、その他の土地の区域においては300平方メートルとすること。<u>ただし、都市計画決定されたもの、又は良好な景観の形成が図られるものとして認められるもの（開発面積3,000平方メートル未満に限る。）については、この限りではない。</u> 	●	●	●	●	●	●

現行

別表 2

開発行為に関する基準

開発行為の基準		(●は適用を示す)					
		中心市街地	沿道地域	周辺市街地	都市の田園	田園地域	山地・高原
イ. 最低敷地面積	<ul style="list-style-type: none"> 主として複数の一戸建ての住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に限り、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度は、用途地域の定められている土地の区域においては200平方メートル、その他の土地の区域においては300平方メートルとすること。 	●	●	●	●	●	●

3 屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域の区域の変更について

変更案		現行																	
別表 3の2	別表 3の2	屋外広告物禁止地域等における広告物等の基準等	屋外広告物禁止地域等における広告物等の基準等																
<p>【屋外広告物禁止地域】</p> <p>(3) 道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条に規定する道路をいう。）、鉄道、軌道若しくは索道の用地若しくはこれらの建設予定地又はこれらに接続し、かつ、これらから展望できる範囲の地域のうち、一定の地域（従前の屋外広告物条例施行規則（平成6年長野県規則第25号）別表第2に掲げる次の地域を含むものとする。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">接続する道路等</th> <th>範囲</th> </tr> <tr> <th>種類及び名称</th> <th>区間</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道自動車専用道路三遠南信自動車道</td> <td>左記の道路の両側各500メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点から<u>飯田市と下伊那郡喬木村との境界</u>までの区間</td> <td>両側各500メートル以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>【屋外広告物の表示等の制限（屋外広告物許可地域等）】</p> <p>1 屋外広告物許可地域</p> <p>(1) 屋外広告物禁止地域の周辺又はこれらから展望できる範囲の地域のうち、一定の地域（従前の屋外広告物条例施行規則（平成6年長野県規</p>	接続する道路等		範囲	種類及び名称	区間		一般国道自動車専用道路三遠南信自動車道	左記の道路の両側各500メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点から <u>飯田市と下伊那郡喬木村との境界</u> までの区間	両側各500メートル以内	<p>【屋外広告物禁止地域】</p> <p>(3) 道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条に規定する道路をいう。）、鉄道、軌道若しくは索道の用地若しくはこれらの建設予定地又はこれらに接続し、かつ、これらから展望できる範囲の地域のうち、一定の地域（従前の屋外広告物条例施行規則（平成6年長野県規則第25号）別表第2に掲げる次の地域を含むものとする。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">接続する道路等</th> <th>範囲</th> </tr> <tr> <th>種類及び名称</th> <th>区間</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道自動車専用道路三遠南信自動車道</td> <td>左記の道路の両側各500メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点から<u>天龍峡イニターチェンジ</u>までの区間</td> <td>両側各500メートル以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>【屋外広告物の表示等の制限（屋外広告物許可地域等）】</p> <p>1 屋外広告物許可地域</p> <p>(1) 屋外広告物禁止地域の周辺又はこれらから展望できる範囲の地域のうち、一定の地域（従前の屋外広告物条例施行規則（平成6年長野県規</p>	接続する道路等		範囲	種類及び名称	区間		一般国道自動車専用道路三遠南信自動車道	左記の道路の両側各500メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点から <u>天龍峡イニターチェンジ</u> までの区間	両側各500メートル以内
接続する道路等		範囲																	
種類及び名称	区間																		
一般国道自動車専用道路三遠南信自動車道	左記の道路の両側各500メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点から <u>飯田市と下伊那郡喬木村との境界</u> までの区間	両側各500メートル以内																	
接続する道路等		範囲																	
種類及び名称	区間																		
一般国道自動車専用道路三遠南信自動車道	左記の道路の両側各500メートル以内に飯田市の区域が存する左記の道路の高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点から <u>天龍峡イニターチェンジ</u> までの区間	両側各500メートル以内																	

則第25号) 別表第3に掲げる次の地域を含むものとする。)

接続する道路等		範囲
種類及び名称	区間	
一般国道自動車専用道路 遠南信自動車道	左記の道路の両側各1,000メートル以内 飯田市の区域が存する左記の道路の高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点から <u>飯田市と下伊那郡喬木村との境界</u> <u>までの区間</u>	両側各1,000メートル以内

則第25号) 別表第3に掲げる次の地域を含むものとする。)

接続する道路等		範囲
種類及び名称	区間	
一般国道自動車専用道路 遠南信自動車道	左記の道路の両側各1,000メートル以内 飯田市の区域が存する左記の道路の高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点から <u>天龍峡インタ</u> <u>ーチェンジまでの区間</u>	両側各1,000メートル以内